

和歌山県監査公表第17号

令和3年2月17日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動販売機電気使用料の収入調定の取消しについて、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 扶助費の支払において、支払が遅延している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定の取消しを行う際には、決裁が必要であることを職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 支払遅延の再発を防止するため、支払前審査と支払済確認の作業を別の職員が行うこととした。</p>

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>令和2年度収納済報告書等の簿冊を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促について、督促状の指定納入期限を誤っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>再発防止策として、公文書管理の重要性、公文書の適正管理及び保管について、改めて職員に対し周知徹底し、部内全職員に対して研修を実施した。</p> <p>また、個人情報を含む公文書は、業務上必要とする者以外の目に触れることのないよう、鉄庫等の保管場所に保管することを徹底した。</p> <p>さらに、公文書の所在が明確になるよう、保管庫やデスク周りの整理を徹底した。</p> <p>今後このようなことのないよう、十分な注意を払い、厳正な管理に努めている。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 交通事故対策として、職場の交通安全研修、「安全運転7則」の公用車内や職場内への掲示、朝礼の際の確認及び交通安全週間時における注意喚起といった従来からの啓発に加え、令和2年5月に振興局部長会議で対策を検討し、運転者へは公用車使用前の上司への出発前報告と車両点検を、上司へは運転者への注意喚起の声掛けを行うことを義務付け、振興局全体に公用車の安全運転の意識付けを行った。</p> <p>また、田辺警察署交通課長による交通安全研修会を、振興局全職員が受講した。</p> <p>さらに、事故を起こした際には、運転者、直属上司及び所属長が同席した上で振興局長に説明し、原因を明確にすることで、再発防止を図っている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の督促状について、システムにより月末に自動設定されている指定納期限を和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、督促状を発する日から起算して10日を経過した日に変更し、適正に処理が行われるように改善した。</p>

3 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 光熱水費の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出の際の履行確認を徹底させるとともに、決裁等の際に履行確認を行っているかどうかを十分に確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 債権管理簿及び未収債権一覧表が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 廃川廃道敷地については、令和元年度末で3件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(5) 道路改良工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県財務規則運用通知及び和歌山県債権管理ガイドラインに基づき、債権管理簿及び未収金一覧表を作成した。 今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 交通事故対策として、職場の交通安全研修、「安全運転7則」の公用車内や職場内への掲示、朝礼での確認及び交通安全週間時における注意喚起といった従来からの啓発に加えて、令和2年5月に振興局部長会議で対策を検討し、運転者へは公用車使用前の上司への出発前報告と車両点検を、上司へは運転者への注意喚起の声掛けを行うことを義務付け、振興局全体に公用車の安全運転の意識付けを行った。 また、田辺警察署交通課長による交通安全研修会を、振興局全職員が受講した。 さらに、事故を起こした際には、運転者、直属上司及び所属長が同席した上で振興局長に説明し、原因を明確にすることで、再発防止を図っている。</p> <p>(3) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を完了した。今後、新たに備品を購入した際は、保管場所など補足情報も併せて追記することとするなど適正な管理に努めている。</p> <p>(4) 廃道敷地については、公図混乱地域であり、処分を行う際には公図訂正の上、境界の確定が必要になるため、田辺市が行う地籍調査終了後に遅滞なく適切な処分を行っていく。 また、廃川敷地については、道路区域への編入や払下げ等の処分を進めるため関係者と協議中である。</p> <p>(5) 工事打合せ簿の内容を主任及び課長がチェックし、適切な時期に工事の設計変更がなされるよう、工事の進行管理を徹底した。</p> <p>(6) 解体に要する費用等の変更がある場合は、各監督員は受注者に対して変更書面に係る必要書類を提出するよう、連絡し確認することとした。 また、設計書の変更に係る審査の際は、審査者が各監督員に対し、解体に要する費用等の変更の有無を再度確認することとした。</p> <p>(7) 今後は、履行確認を徹底させるとともに、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県紀南児童相談所

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了した。 今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。
--	---

6 和歌山県立田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 同様の事例が発生していないか確認するとともに、支出に当たっては、支出負担行為の合議を要する機関を確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 重要物品の購入の際には主管課に対して申請を行い、知事の承認を得た上で購入するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立田辺工業高等学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) ブロック塀修繕に係る契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、令和元年度中には照合を終え、事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日出第1号に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適切な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 不用品処分調書において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 教育委員会と協議し、現在許可権限のある高校より使用許可手続中である。今後は、和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 令和元年度中に照合を終え、相違が確認された備品については事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、再発防止に努め、複数人で確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立南紀支援学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>胸部X線撮影業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

10 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品修繕の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県財務規則に基づき、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

11 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 車両搬送業務について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたので、適正に処理されたい。 (2) 車両搬送業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 関係書類の確認を確実にし、今後は、適正な会計事務処理に努めるよう、関係職員に周知した。 (2) 関係書類の確認を確実にし、今後は、適正な会計事務処理に努めるよう、関係職員に周知した。</p>